

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年8月12日

水曜日

第5555号

目次

公 告

○土地改良区連合の役員の退任	1
○土地改良区の役員の就退任	
○都市計画の変更案の縦覧	6

公 告

土地改良区連合の役員の退任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が令和8年7月14日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

理 事	三 屋 勉	高岡市今泉 96番地
-----	-------	------------

土地改良区の役員の退任

庄東用水土地改良区の役員であった次の者が令和8年7月14日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

理 事	三 屋 勉	高岡市今泉 96番地
-----	-------	------------

土地改良区の役員の退任

郷川土地改良区の役員であった次の者が令和8年2月14日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	神 田 英 雄	滑川市本江 10番地
同	石 井 幹 規	同 同 257番地 2
同	山 口 哲 央	同 同 293番地
同	山 岸 貢	同 小森 552番地
同	山 岸 透	同 上小泉 2197番地11
同	福 田 恒	同 安田 589番地
同	伊 藤 勝 則	中新川郡上市町黒川 835番地 2
同	伊 藤 嘉 邦	同 同 同 612番地
監 事	笹 野 修	同 同 同 581番地
同	巽 和 弘	滑川市本江 1955番地 1

土地改良区の役員の就任

郷川土地改良区の役員に次の者が令和8年2月15日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	神 田 薫	滑川市本江 1947番地
同	石 井 幹 規	同 同 257番地 2
同	山 口 哲 央	同 同 293番地
同	山 岸 貢	同 小森 552番地
同	山 岸 透	同 上小泉 2197番地11

同	福 田	恒	同	安 田	589番地
同	井 原	剛	中新川郡上市町黒川 611番地		
同	神 谷	一 成	同	同 同	593番地
監 事	伊 藤	靖	同	同 同	113番地
同	巽	和 弘	滑川市本江 1955番地 1		

土地改良区の役員の退任

滑川中部土地改良区の役員であった次の者が令和6年2月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	西 坂 継 夫	滑川市大掛 2213番地
同	中 屋 博	同 四ツ屋 178番地
同	藤 井 宗 一	同 坪川 248番地
同	右 近 隆 一	同 北野 767番地
同	金 川 敏 之	同 金屋 1634番地
同	石 原 忠 則	同 枋山 1466番地
監 事	岩 田 松 行	同 大島 178番地
同	小 幡 博 志	同 中野島 2367番地 2
同	石 坂 均	同 野町 1862番地

土地改良区の役員の就任

滑川中部土地改良区の役員に次の者が令和6年2月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	石 倉 克 己	滑川市中村 462番地
同	石 田 和 保	同 追分 3610番地
同	藤 井 宗 一	同 坪川 248番地
同	右 近 隆 一	同 北野 767番地
同	岩 城 武 志	同 横道 3522番地
同	稲 本 吉 孝	同 稲泉 1122番地
監 事	小 善 清 範	同 大掛 2121番地
同	小 幡 保	同 中野島 2307番地
同	元 起 隆 弘	同 杉本 5418番地
同	木 下 一 男	同 大浦 581番地

土地改良区の役員の退任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員であった次の者が令和8年7月22日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	津 田 修	富山市婦中町下邑 192番地
同	原 忠	同 同 河原町2187番地 2
同	齊 藤 重 成	同 同 友坂 432番地
同	中 田 一 雄	同 同 下条 278番地
同	平 井 務	同 同 蓮花寺 598番地
同	大 田 正 喜	同 同 長沢 5184番地
同	太 田 宏	同 同 羽根 311番地
同	嘉 指 正 明	同 同 富崎 1229番地

同	高橋修二	同	同	下吉川	491番地
同	沢田哲雄	同	同	羽根	246番地1
同	小沢秀二	同	同	小長沢	4807番地1
同	奥田勉	同	同	友坂	235番地
同	増山繁雄	同	同	小長沢	2226番地
同	数川悟	同	同	富川	278番地
同	井上雅晴	同	同	長沢	2877番地
監事	安川悟	同	同	新町	2735番地
同	吉田正道	同	同	下条	629番地
同	松浦義一	同	同	富崎	1001番地
同	焼田章	同	同	長沢	4709番地10

土地改良区の役員の就任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員に次の者が令和8年7月23日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年8月12日

富山県知事 新田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	増山繁雄	富山市婦中町小長沢2226番地
同	加藤信夫	同 同 富崎 1006番地
同	奥田勉	同 同 友坂 235番地
同	沢田哲雄	同 同 羽根 246番地1
同	安川悟	同 同 新町 2735番地
同	井上雅晴	同 同 長沢 2877番地
同	若林博	同 同 下邑 262番地
同	酒井満	同 同 下条 169番地

同	原	信也	同	同	河原町 208番地
監事	藤	田均	同	同	河原町 240番地
同	太	田宏	同	同	羽根 311番地
同	高	田勉	同	同	友坂 479番地
同	焼	田章	同	同	長沢 4709番地10

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和8年8月12日

富山県知事 新田八朗

1 都市計画の種類及び名称

次の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域	都市計画区域の範囲
富山高岡広域	富山市、高岡市及び射水市の行政区域の一部

2 都市計画を変更する土地の区域

富山高岡広域都市計画区域の全域

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年8月12日から令和8年8月26日まで

(2) 場所

都市計画の変更案	場所
富山高岡広域都市計画区域の	富山県土木部都市計画課、富山市活力都市創

整備、開発及び保全の方針	造部都市計画課、高岡市都市創造部都市計画課及び射水市都市整備部都市計画課
--------------	--------------------------------------

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 12 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類

富山高岡広域都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 市街化調整区域を市街化区域に編入する区域

ア 追加する部分

富山市水橋池田館字打ノ宮、新屋字合田割、新屋字八枚通割、新屋字顕菜割、新屋字八幡割及び飯野字向梅子割の各一部

射水市手崎字中若宮、手崎字長覚坊、手崎字地藏前及び手崎字覚王寺の全域

射水市手崎字晦日田、戸破字針原、戸破字神明及び堀岡堀江字切替坪の各一部

イ 変更する部分

富山市水橋伊勢屋、水橋中村、新屋字笠田割、飯野字殿田割、飯野字前田割、飯野字嘉右エ門田割、飯野字八幡割、上飯野字油田、上飯野字吉原、上飯野新町一丁目、婦中町速星、婦中町西本郷、蓮町三丁目、蓮町五丁目及び湊入船町の各一部

高岡市戸出西部金屋、オフィスパーク及び材木町の各一部

射水市三ヶ、新開発、手崎字針原、黒河、堀岡新明神字西浜及び新堀の各一部

- (2) 市街化区域を市街化調整区域に編入する区域
なし

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間

令和8年8月12日から令和8年8月26日まで

- (2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)